



初秋の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

弊所では、10月(11/8引落)分から報酬一斉改定の実施を予定しております。

## 重要情報

### 1. インボイス登録有無の確認行為について

既報の通り、非登録を理由とする一方的な値下げ通告や取引停止は独禁法・下請法上の問題となる恐れがあり注意が必要ですが、登録意思を確認したり登録を要請したりすること自体は、違反行為には当たりません。

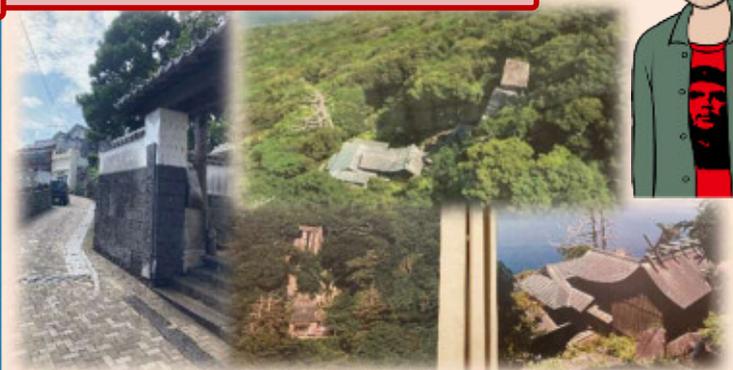
### 2. 各省庁から令和6年度税制改正要望が公表

来年度の税制改正要望がまとめられました。目立った論点は見当たりませんでした。経産省からは中「堅」企業向け税制創設、中企庁からは事業承継促進、金融庁からはNISA利便性向上などが発表されています。

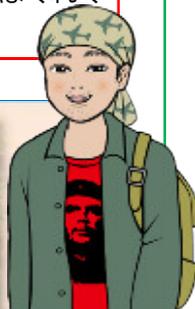
### 3. 最低賃金が10/1より引き上げられます

令和5(2023)年10月より神奈川県は1,112円(+41)、東京都は1,113円(+41)となりました。全国平均は1,004円となります。アルバイト・パート雇用を行う事業者さまはくれぐれもお気を付けください。

### 元バックパッカー赤羽の旅噺(バカ)



2022年五島~GoToGOTOU~DAY③小値賀町小値賀島と野崎島-3  
小値賀町の商業化に大きく寄与した豪商の家は、民俗資料館となっています。1500年代は捕鯨、その後酒造りなどを経て近代は不動産。もともと隠岐の島から来た捕鯨漁師集団だったそうですが、さらに元をたどると和歌山あたりの人々だったという話も。さて、私が野崎島への再訪を誓ったのは、島の北端にある沖ノ神嶋(オキノコウジマ)神社に行きたくなったからです。ももとの住民はもちろん潜伏キリシタンたちまでも、信仰対象として広く五島の島々から崇拝されていたと言います。その神聖な場所には石舞台、と言えよいのでしょうか。住人達もいつかあるかわからないという巨大な王位石(オイン)が鎮座します。実は、神社が建立された西暦704年よりも前から、王位石は神聖視されていたそうですよ。日本各地に残される、古代の巨石文明ですね。古代の人々はこの地で何を感じ、何を思ったのか、行けばわかるかも。行ってみたいものです。



## 10月のイベント

- ・個人住民税3期納付
- ・厚生年金保険料改定  
(9月分10月納付)
- ・保険料控除証明が届きます

## 税金マメ知識

●インボイス開始間際の緩和措置まとめ  
事務負担等の軽減措置について、当初からの変更点をまとめました。○年商1億円以下の事業者は、1取引当たり1万円未満の経費について、6年間だけインボイスの保存義務が免除されます。この場合、相手が免税であっても仕入税額控除が可能です。○売上値引を行う場合に義務付けられる返還インボイスについて、1万円未満の値引きについては交付義務が免除され、振込手数料引き去りについて負担が減りました。○従業員立替による旅費精算、3万円未満の公共交通機関(鉄道バス船舶のみ)の運賃などは、インボイス保存義務が免除されます。○クレジット付帯ETC利用明細の取得は毎回ではなく、道路会社ごとに任意の1回分の明細保存+クレジット明細だけで認められます。

## 晩酌のじかん

小さい TENT を買ってしまいました。愛車のカブに括り付けて、奥多摩までツーリング。とうとうソロキャンプデビューを果たしました。車と違い装備が限られるので、食事は粗末になってしまいます。しかし醍醐味である焚火を眺めながら夜風を浴びつつウィスキーをぐびり。うん、煙の香りと相まっておいしい。ですが、やっぱり誰かと語らう方が楽しいかも…



## ☆事務所からの連絡☆

保険料控除資料が各ご家庭に届きます。従業員の年末調整や確定申告で使いますので、大切に保管するようご周知ください。

## 赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区  
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階  
☎:045-594-6541/凸:045-594-6540  
Mailto:tax.akahane@ksk.red